

# 土砂等の埋立て等の事業を実施する方へ .....

## 1 事業の実施にあたって

- ① この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることとなり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ることが必要です。
- ② 指定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、教育委員会に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）
- ③ 指定事業を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を市（土木管理課）に確認すること。
- ④ 指定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続きも必要です。
- ⑤ 指定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、市（農政課）に必要な措置を確認すること。
- ⑥ その他、施行規則第3条第2項第9号別表第1に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認すること。
- ⑦ 1,000㎡以上の一時たい積指定事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要です。

## 2 事業について

- ① 指定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、事務所等は含みません。ただし、一時たい積区域の

保安地帯は事業の区域に含まれます。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土、盛土で実施の場合は、事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となります。

② 指定事業区域の表面をアスファルト舗装をする場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う）の場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となります。

③ 土砂等には、建設工事や浚渫工事などで発生する土砂を始めとして、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』でいう「廃棄物」以外の埋立て等に供する物質の全てを言います。

なお、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。

④ 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析濃度結果証明書は、どんなに小規模（小土量）でも、発生場所ごとに必要です。

⑤ 事業規模が変更により、3,000㎡以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となります。

⑥ 面積が500㎡未満の土地であっても以下の場合は、指定事業として申請が必要になります。

事例1) 3年以内に隣接して盛土を行い、合計で500㎡以上となる場合。

事例2)

A	B	C
---	---	---

Aを埋立てた後、Cを埋立て、その後にBを埋立て、合計で500㎡以上となる場合。